

令和6年 第15回 福岡市東区選挙管理委員会

10月24日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第51号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について
- 2 議案第52号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について
- 3 議案第53号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について
- 4 議案第54号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について
- 5 議案第55号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について

< 令和6年10月27日（日）の日程 >

- ・委員会 午前10時～（東区役所2階 応接室）
- ・投票所視察 委員会終了後～（箱崎第二投票区：東区役所別館講堂）
- ・開票所立会 午後8時45分～（照葉小中学校体育館）

議案第 51 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について

令和 6 年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における東区の期日前投票所の投票管理者の職務代理者を次のように変更する。

令和 6 年10月24日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第 2 項及び第 3 項及び同法施行令第24条第 1 項及び第 3 項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第 1 項及び同法施行令第 4 条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

【公職選挙法】

第三十七条(投票管理者)

各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

【公職選挙法施行令】

第二十四条(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

第二十五条(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十二条(投票に関する事務の担任)

衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

【最高裁判所裁判官国民審査法施行令】

第四条(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議案第 52 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について

令和 6 年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における東区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和 6 年10月24日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第38条第 1 項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第 2 項の規定による。

【公職選挙法】

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十二条 (投票に関する事務の担任)

- 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議案第53号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、東区第1開票区及び東区第2開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和6年10月24日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

第六十二条（開票立会人）

公職の候補者（略）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。（略）

2 前項の規定により届出のあつた者（略）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十九条（開票に関する事務の担任）

衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議案第54号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、東区第1開票区及び東区第2開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和6年10月24日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。

第六十二条（開票立会人）

公職の候補者（略）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。（略）

2 前項の規定により届出のあった者（略）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

議案第 55 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、東区第2開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和6年10月24日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。

第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。))が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二

項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

省略

- 9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。